○役員及び評議員の報酬に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人アナン学園（以下「法人」という）の寄附行為第５２条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。

（３）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

（４）職員評議員とは、学園の職員（校長を含む）として給与の支給を受けている評議員をいう。

（５）役員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規定に基づくものを含まない。

（６）費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費及び日当）をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

（１）常勤の役員：報酬、役員手当、退任慰労金

（２）非常勤の役員：報酬

（３）職員身分を兼ねる常勤の役員：報酬

（４）評議員（職員評議員を除く）：報酬

（報酬）

第４条　報酬の月額は、次の通りとする。

（１）理事長　　６００，０００円

（２）理事（常勤）　　２００，０００円

（３）理事（校長）　　１００，０００円

（４）理事・評議員　　１００，０００円

（５）監事　　５０，０００円

（報酬等の支給方法）

第５条　常勤の役員及び職員身分を兼ねる常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて当該各号に定める時期とする。

（１）報酬及び役員手当：毎月２５日（但し、支給日が土日、祝祭日に当たる場合は、翌営業日に支払うものとする。）

（２）退任慰労金：任期の満了、辞任又は死亡により退任した後、２ヶ月以内

２　非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、前項第１号に準じて支給する。

（報酬等の日割り計算）

第６条　新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

２　常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（役員手当）

第７条　役員手当の月額は、次の通りとする。

（１）理事長　　４００，０００円

（２）理事（常勤）　　２００，０００円

（３）理事（校長）　　１００，０００円

（４）理事　　１００，０００円

（５）監事　　５０，０００円

（退任慰労金）

第８条　退任慰労金の額は、在職１年につき退任時における第４条の報酬年額の２０％とする。

２　退任慰労金は、それから控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に支給する。

３　本人が死亡したときは、その遺族に支給する。遺族の範囲及びその順位は次のとおりとする。

（１）配偶者

（２）子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順

４　役員が寄附行為第１２条第１項の（１）及び（３）または第２６条の第１項の（１）及び（３）の規定により解任されたときは、退任慰労金を支給しない。

５　第１項の在職期間は、この規程の施行時に在任する役員の在職期間を遡及通算してこれを計算する。

（費用）

第９条　役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて旅費を支給する。

（規程の改廃）

第１０条　この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、昭和５０年４月１日から施行する。

付　則

この規程は、昭和５６年４月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、昭和５７年４月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、昭和６０年４月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、昭和６２年４月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成３年５月２８日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成４年９月１４日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成１１年５月１７日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成１４年７月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成１５年４月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成１６年４月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成１６年１１月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成２５年４月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、平成２６年８月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、２０２０年４月１日から改正施行する。

付　則

この規程は、２０２５年度の定時評議員会終結の日の翌日から施行する。

○学校法人アナン学園　役員等旅費規程

（目的）

第１条　この規程は、学校法人アナン学園の役員及び評議員（但し、いずれも学校法人アナン学園の職員の身分を有する者を除く。以下同じ。）の出張に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（出張の定義）

第２条　出張は、次のとおりとする。

（１）　理事会、評議員会など学園主催の会議へ出席する場合。但し、常勤理事は該当しない。

（２）監査業務を遂行する場合。

（３）その他、特に理事長が命じた場合。

（旅費の支給基準）

第３条　前条の規程による出張を行う時は、次の基準により旅費を支給する。

（１）　交通費

イ．自宅から目的地までの最も経済的な経路により計算する。

ロ．片道２００㎞を超える場合は、特急料金及び座席指定料金を支給する。

ハ．片道３００㎞を超える場合は、グリーン料金を支給する。

ニ．大阪府内は電車及びバスの料金とする。但し、職務遂行上タクシーの利用が有効と認められる場合は、タクシー料金を支給する。（領収書にて精算）

ホ．航空機によることが認められた場合に限り、航空運賃を支給する。

（２）宿泊費

イ．東京都内へ宿泊した場合、一泊につき　　１５,０００円

ロ．東京都以外へ宿泊した場合、一泊につき　　１０,０００円

（３）日当

役員は５,０００円、評議員は３,０００円をそれぞれ支給する。

（旅費の支給）

第４条　旅費は、本人の申請により概算を前払いとする。出張後、速やかに精算することとする。但し、第２条１項１号及び２号に係る旅費の事務処理については、法務部において行なうものとする。

（規程の改廃）

第５条　この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。

付　則

この規程は、平成２６年８月１日より施行する。